

2026（令和8）年度

SNS等WEB広告を活用した神戸市施策の広報業務

仕様書

神戸市 企画調整局 広報戦略部

1. 委託業務の名称

SNS等WEB広告を活用した神戸市施策の広報業務

2. 委託期間

2026年4月1日（予定）から2027年3月31日まで

3. 目的

本市の施策や取り組み、魅力などをSNS等のWEB広告で展開し、広報を行う。それぞれ広報する内容ごとに詳細なターゲティングを行うことで、より効果の高い広報を行い、神戸の認知度向上を目指す。

4. 委託料

委託料は、下記の①基本委託料に、②実績加算額を合わせたものとする。

ただし、①・②の合計で10,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

① 基本委託料

事務経費として支払う。

② 実績加算額

実績加算額については、下記ア・イの合計額とする。

ア 広告配信費

本市の出稿指示により、受託者がSNS等運営事業者に対して支払う出稿額（消費税額及び地方消費税額を含む）の実額に、出稿にかかる事務経費を案件ごとに加算した金額を支払う。8,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

イ デザイン制作費（広告バナー画像）

受託者が広告バナー画像をデザインした場合に案件ごとに支払う。1,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限とする。

5. 契約の種別

総価契約

6. 支払方法

基本委託料は前期（4～9月）・後期（10～翌年3月）に分けて支払う。実績加算額については実績報告書に基づき検査を行い、検査終了後、基本委託料に加算して支払う。なお、実績加算額は、各期間にかかる実績報告に基づき、出稿手続きが完了し、かつ出稿期間を終えている案件について、その金額を支払う。

7. 広報を実施する施策・テーマの数

(広告配信) 40件程度

(デザイン制作) 広告配信のうち、10件程度

8. 委託業務の内容

委託する業務の詳細については、以下のとおりとする。

(1) 広報戦略の検討・提案

- 本市が広報したい施策やテーマについて、広報効果が最大化するよう、施策やテーマに関する分析の他、個別にターゲット層や情勢等の分析を行い、本市に戦略を提案すること。
- 併せて、広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数（率）、シェア、いいね数、再生数、コメント数等の想定値を電子データで提案すること。

(2) 広告デザイン制作

- 本市が提供する写真や映像等の素材をもとに、広告に使用するバナーデザイン（静止画・動画）やキャッチフレーズの制作を行うこと。
※縦型⇒横型への変換やサイズ変更等の加工・編集も含む

(3) S N S 等W E B 広告への出稿・管理・編集作業

- 本市と協議して決定した広告への出稿作業を行うこと。
- 出稿した広告に関して、運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック率などの成果が望ましくない場合は、出稿期間中であってもターゲティングの変更などを本市に提案し、変更や再出稿の作業などを行うこと。

(4) Googleアナリティクスパラメータの活用

- ウェブサイトへの流入経路の識別、分析を可能にするため、広告のリンク先URLにはGoogleアナリティクスパラメータを設定すること。
- 以下のルールに基づいてパラメータの設定・管理を行うこと。

<パラメータ設定ルール>

目的	パラメータ設定例	備考
流入元の識別（W E B サイト、S N S 等の名称）	utm_source=google utm_source=yahoo utm_source=x utm_source=facebook utm_source=instagram utm_source=meta utm_source=line	Google、Yahoo!、X（旧Twitter）、Facebook、Instagram、LINE、E-mail、チラシ、ポスターなど

	utm_source=e-mail utm_source=flyer utm_source=poster	
流入方法の識別(検索方法や広告の種類)	utm_medium=cpc utm_medium=display utm_medium=paid_social utm_medium=qr_code	cpc : 有料検索広告 display : ディスプレイ広告 paid_social : SNS広告 qr_code : QRコード
広告キャンペーンの識別	utm_campaign=2026_summer utm_campaign=2026_september	事業ごとに任意で設定
広告コンテンツの識別 (広告を複数出稿する場合)	utm_content=banner01 utm_content=textlink01	banner : バナー textlink : テキストリンク

(5) 広告実施の結果報告・検証

- ・実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数（率）、シェア、いいね数、再生数、コメント数・内容等の結果を報告すること。
- ・実施した広告結果の検証・分析を行い報告すること。

【記載例】

- ・目標設定は適切であったか
- ・媒体の選定は適切であったか
- ・ターゲットの設定は適切であったか
- ・配信結果を踏まえた改善提案 など

(6) その他

○会議の開催及び運営

- ・広報戦略の提案時や結果報告時など、必要に応じて会議を開催すること。
- ・会議を実施する際の資料は会議の2日前には本市に共有すること。
- ・会議を実施した際の議事録を作成し、1週間以内に提出すること。

○事業報告書の作成と報告

- ・受託業務終了後、業務全体の実施概要、実績、効果等を含む業務実施報告書を作成し、本市に提出すること。

9. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

10. 広告を掲載するサイトの基準

次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮すること

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本市が広告を掲載することが適当でないと認め
るもの

11. 留意事項

- (1) 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (2) 本業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて本市に帰属する。
- (3) ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、本市は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (5) 前項で掲げるサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、本市に報告すること。
- (6) 広報実施のために制作する有体物及び無体物一式を、本市が指定する日までに指定場所に納品すること。
- (7) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、神戸市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (8) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については神戸市と受託者が協議して定めるものとする。

12. 情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「セ

「セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>